

川崎市建築協定条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市建築協定条例 昭和46年8月1日条例第32号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づき、市長の定める区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第6条第8項（同法第16条第1項、第51条の4、第54条、第68条及び第71条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。））は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結することができる。	○川崎市建築協定条例 昭和46年8月1日条例第32号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づき、市長の定める区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者）は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定を締結することができる。